

リスク分担表

市と指定管理者で負担するリスク分担の基本的な考え方は以下のとおりとし、規定した事項以外の事案が発生した場合などの疑義が生じた場合は、両者の協議によるものとする。

この内容は、指定管理者との協議を経て、協定により確定することとする。

リスク分類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更に伴う経費の増等	○	
	上記以外の法令等の変更に伴う経費の増等		○
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制の変更に伴う経費の増等	○	
	消費税率の変更に伴う経費の増等	両者協議	
	法人税率等の変更に伴う経費の増等		○
	上記以外の税制の変更に伴う経費の増等		○
人件費・物価等の変動	人件費・物価・金利の変動に伴う経費の増等		○
管理運営費の上昇	市の要因による管理運営費の上昇	○	
	上記以外の管理運営費の上昇		○
資金調達等	資金調達ができなくなったことによる管理運営の中断等		○
業務不履行等	指定管理者による管理運営業務の仕様、要求水準の不適合、未達及び協定内容の不履行		○
事業の変更・遅延・中止	市の指示等によるもの(政治的・行政的理由含む)	○	
	上記以外の事由によるもの(不可抗力除く)		○
不可抗力	不可抗力(天災、騒乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う経費の増加、業務不履行、業務の継続不能等	両者協議	
第三者への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)により与えた損害		○
	市の責めに帰すべき事由により与えた損害	○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者、他の第三者等による帰責事由	両者協議	
施設、設備、備品等	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)による修繕経費等		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)によらない修繕経費等(20万円以上のもの)	両者協議	
	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)によらない修繕経費等(20万円未満のもの)		○
	事故、災害等による損傷、修繕	両者協議	
	施設の改築、増築、改修等	○	
周辺地域・住民及び利用者への対応	地域・住民との協調		○
	施設の管理運営業務等に対する地域・住民及び利用者からの要望、苦情への対応		○
	上記以外の行政全般に対する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○	
災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査、報告及び応急措置等		○
セキュリティ	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報漏洩, 犯罪発生による損害		○
自主事業	指定管理者の自主事業に関するもの		○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○
書類の誤り	指定管理者業務仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	申請書、事業計画書等の指定管理者が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	両者記名捺印した協定書	両者協議	
指定終了時等の経費	指定管理期間が終了した場合、又は指定管理期間中に指定が取り消された場合の原状回復及び業務の引継等に要する経費		○